

令和2年度の介護保険料について

長寿保険課 ☎823-9609
FAX 823-9627

65歳以上の町民税非課税世帯の人は介護保険料が軽減されます。

(内容) 所得段階が第1段階から第3段階までの介護保険料を軽減

【第1段階】 26,379円 ⇒ 21,103円 (△5,276円)

【第2段階】 43,965円 ⇒ 35,172円 (△8,793円)

【第3段階】 50,999円 ⇒ 49,241円 (△1,758円)



(所得段階別保険料表)

所得段階	対象者		令和元年度 年額保険料額 (保険料率)	令和2年度 年額保険料額 (保険料率)
第1段階	- 生活保護を受けている人 - 老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の人 - 世帯全員が町民税非課税で前年の課税年金収入額とその他合計所得金額の合計額が80万円以下の人		26,379円 (0.375)	21,103円 (0.3)
第2段階	世帯全員が 町民税非課税	前年の課税年金収入額とその他合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の人	43,965円 (0.625)	35,172円 (0.5)
第3段階		第1・2段階に該当しない人	50,999円 (0.725)	49,241円 (0.7)
第4段階	本人が町民税非課税 (世帯の中に町民税を課税されている人がいる)	前年の課税年金収入額とその他合計所得金額の合計額が80万円以下の人	63,310円 (0.9)	63,310円 (0.9)
第5段階 [基準額]		第4段階に該当しない人	70,344円 (1.0)	70,344円 (1.0)
第6段階		前年の合計所得金額から譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額が120万円未満の人	84,413円 (1.2)	84,413円 (1.2)
第7段階		前年の合計所得金額から譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額が120万円以上200万円未満の人	91,447円 (1.3)	91,447円 (1.3)
第8段階		前年の合計所得金額から譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額が200万円以上300万円未満の人	105,516円 (1.5)	105,516円 (1.5)
第9段階		前年の合計所得金額から譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額が300万円以上400万円未満の人	119,585円 (1.7)	119,585円 (1.7)
第10段階	本人が 町民税課税	前年の合計所得金額から譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額が400万円以上500万円未満の人	126,619円 (1.8)	126,619円 (1.8)
第11段階		前年の合計所得金額から譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額が500万円以上の人	133,654円 (1.9)	133,654円 (1.9)

※「その他合計所得金額」とは、合計所得金額から年金所得および譲渡所得に係る特別控除を差し引いた金額のことをいいます。

介護保険施設等の食費・居住費の軽減申請について

長寿保険課 ☎823-9609 FAX 823-9627

介護保険で施設入所もしくは短期入所を利用している町民税非課税世帯で一定の要件を満たす人は、食費と居住費が軽減されます。

現在、軽減を受けている人は、役場から郵送される更新申請のお知らせを確認してください。今後、軽減を受けることを検討している人は、長寿保険課（役場1階）へ。

介護保険負担割合証を送付します

長寿保険課 ☎823-9609 FAX 823-9627

新しい介護保険負担割合証を7月下旬に郵送します。現在、持っている負担割合証の有効期限は、7月31日(金)となっています。8月1日(土)以降に介護（予防）サービスを利用する場合には、新しい負担割合証を提示してく

ださい。

古い負担割合証は長寿保険課（役場1階）に返却するか、ご自身で破棄してください。